



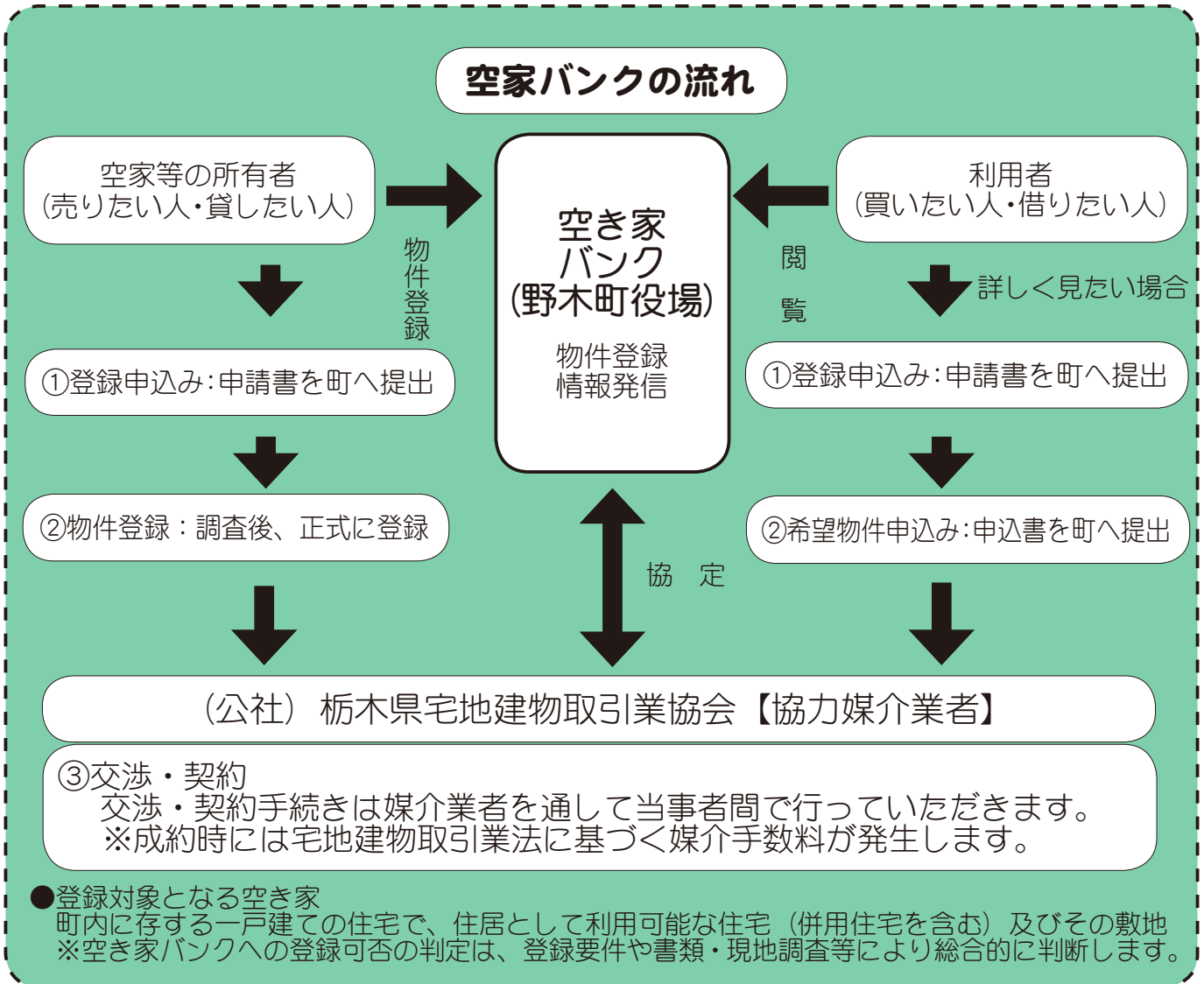
# ～空き家の利活用を考えませんか？～ 空き家バンクを開設しました

問未来開発課 移住定住係 ☎(57)4178

「野木町空き家バンク」は利用可能な空き家の登録情報を公開し、空き家を売りたい・貸したい方と買いたい・借りたい方とのマッチングを行うものです。

媒介(仲介)は町と空き家バンクの協定を締結した公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会から選ばれた宅地建物取引業者が契約交渉を行いますので安心してご利用できます。

是非ご利用ください！ 物件登録・利用登録お待ちしております！



## 公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会 と協定を締結しました

2月12日に野木町は公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会と「野木町空き家バンク」媒介に関する協定の調印式を行いました。





# 空家等の適正な管理に ご協力ください

平成26年11月に公布された「空家等対策の推進に関する特別措置法」で「空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう自らの責任において適切な管理に努めるものとする」と規定されました。

空家等を所有・管理している方は、近隣のご迷惑にならないよう適切な管理をお願いいたします。



## 適正な管理の例

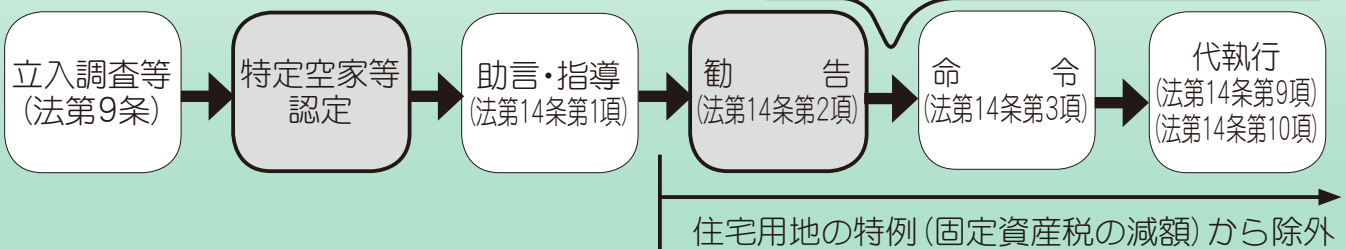
- ・建物や塀の点検・修繕等
- ・敷地内の植木の剪定や草刈り
- ・不審者が侵入できないよう施錠の徹底
- ・害虫等が発生しないよう点検
- ・燃えやすい物等を屋外に置かないなど、敷地内の清掃及び整理整頓

## 注意！管理不全な空家等について

適切に管理されていない空家等が「特定空家等」に認定された場合、所有者又は管理者に対して、法律に基づいた措置として、「助言・指導」「勧告」「命令」「代執行」などの措置を行うことができると規定されています。「指導・助言」を受けた後も改善されず「勧告」された特定空家等の敷地は**固定資産税を減額する特例（住宅用地特例）から除外**されますのでご注意ください。

## 【「特定空家等」認定後の流れ】

※法：空家等対策の推進に関する特別措置法



自分で管理することが難しい方は・・・

## シルバー人材センターによる空家等管理業務（有料）もあります

野木町は空家等の適正管理を推進し、管理不全な状態になることを防止するため、公益社団法人野木町シルバー人材センターと協定を締結し、同センターが実施している空家等管理業務を選択肢のひとつとして紹介しております。

**見積りの相談等は直接、野木町シルバー人材センターへ ☎ 0280 (56) 2137**

業務内容 空家等の見回り・除草、植木の剪定（樹高4m、幹の太さ20cm未満）等